

小規模多機能型居宅介護施設 ゆいまーる 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 NANKURU が開設する小規模多機能型居宅介護施設「ゆいまーる」(以下「事業所」という。)が行う小規模多機能型居宅介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、看護職員、介護職員、及びその他の従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、当事業所において利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

二 事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 ゆいまーる
- 二 所在地 群馬県みどり市大間々町大間々464番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 看護職 1名
介護職 12名以上
介護支援専門員 1名

従業者は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たる。

(登録定員及び利用定員)

第5条 登録定員は29名とする。

利用定員は通いサービスは18名とする。宿泊サービスは9名とする。

(小規模多機能居宅介護の内容)

第6条 小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 食事サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(身体拘束を行う際の手続き)

第7条 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その状態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(利用料金)

第8条 小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けることとする。

- 一 食材費として、朝食：500円 昼食：650円 おやつ代：150円 夕食：500円
(おやつ代含む、1日3食1,800円)
- 二 宿泊費として、部屋代：2,000円(1泊)家電持ち込み1台500円/月
- 三 通いサービスご利用者で洗濯希望者 300円/回
- 四 その他小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説

明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は主に、みどり市、桐生市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、その旨を申し出ること。
- 三 浴室を利用する際には、その旨申し出ること。
- 四 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時における対応方法）

第11条 従業者は、小規模多機能型居宅介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 二 管理者は防火管理者を選任する。
- 三 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 四 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業者はこの計画に基づき、毎年6月、11月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 二 虐待の防止に関する責任者の選任
- 三 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 四 その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たり、居宅サービス事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等現に利用者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

二 採用時研修 採用後6ヶ月以内

三 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 NANKURU と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。